

平成30年8月

臨時總會議事録

松本市農業委員会

平成30年8月 松本市農業委員会 臨時総会 議事録

1 日 時 平成30年8月9日(木) 午前8時36分から午前10時48分

2 場 所 議員協議会室(松本市役所 東庁舎3階)

3 出席農業委員 25人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	岩垂 治
11番	窪田 英明	12番	塩原 忠
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
20番	古沢 明子	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎
26番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 1人 15番 長谷川直史

5 議事日程

- (1) 会長及び会長代理の互選
- (2) 議席の決定
- (3) 専門委員会委員の選任
- (4) 専門委員会委員長及び同副委員長の互選
- (5) 一般社団法人長野県農業会議会員の選出(議案第73号)

6 報告事項

- (1) 団体推薦委員及び中立委員の業務について
- (2) 8月拡大委員総会等の予定について

7 その他

8 出席職員 農業委員会事務局

	局長	山田 賢司
〃	局長補佐	板花 賢治
〃	局長補佐	小西 えみ
〃	担当係長	齋藤 信幸
〃	主査	高橋千恵子
〃	主査	中野 雅年

- 9 市長あいさつ 菅谷市長
- 10 委員紹介 山田局長
- 11 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立
- 12 臨時議長就任 地方自治法第107条の規定に準じ青木秀夫委員が臨時議長に就任
- 13 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 3番 竹島 敏博 委員
7番 小林 弘也 委員
〔書記〕板花局長補佐、小西局長補佐

14 会議の概要

臨時議長

それでは、次第に沿って進めてまいります。
まず、議事日程の1、会長及び会長代理の互選について協議します。
事務局の説明を求めます。

山田局長

互選方法についてご説明いたします。
互選方法としましては、1つは投票による方法と、もう一つは選考委員を選出して選考する方法があります。
投票というのは、一人一人ふさわしいと思う人の名前を書いて投票するという、そういうやり方です。ですが、今までの過去の例で見ますと、選考委員を選出して選考する方法ということで今まで選んできたという経過がございます。
以上です。

臨時議長

ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。前例に倣って選考委員による選出としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

臨時議長

それでは、選考委員による方法で会長及び会長代理を選出することといたします。
ここで選考委員の選出方法について、事務局の説明を求めます。

山田局長

選出方法についてご説明いたします。
今、こういうふうにお並びいただいたんですが、方面別に4つに分かれて座っていただいております。地区推薦の委員の方に、地区の位置関係とか、推進委員の担当区域の組み合わせとか、農地面積のバランスを考慮しまして、北東部方面、南部方面、河西部方面、西部方面と4つの方面に分割してみました。

北東部のほうには、旧市、岡田、本郷、入山辺、里山辺、四賀、南部方面には、中山、寿、内田、笹賀、芳川、神林、今井、河西部方面には、新村、和田、島内、島立、西部方面に安曇、奈川、梓川、波田と、そういった4つの区分にさせていただきます。

あと、団体推薦と公募の方々は1つの区分として、それぞれの方面から2名ずつ選考委員としてお選びいただいて出てきていただきたい。そうすると、4つの方面で8人、公募、団体のほうで2人、合計10人の選考委員ということで選考していただければと考えております。

選考委員会のほう、この4階の第2委員会室を用意させていただきます。

選考委員会を円滑に進めるために、管理人に板花局長補佐、書記に齋藤係長をつけていただければと考えております。

以上です。

臨時議長

ただいま事務局より説明があった選考委員の選出の方法について、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

臨時議長

それでは、説明があったとおり、地区推薦の委員は4つの区域ごとに、それから団体推薦委員と公募委員は1つの区分で、それぞれ選考委員2名を選出してください。

その後、選考委員に選出された10名の皆さんは、この後すぐ選考委員会を開催いたしますので、4階の第2委員会室にお集まりください。

なお、事務局提案のとおり、互選管理人に板花補佐、書記に齋藤係長を任命いたします。

選考委員による候補者選出のため、これから暫時休憩といたしますので、お願いいたします。

(休憩)

臨時議長

暫時の休憩を終わりましたので、それでは会議を再開いたします。

選考委員会の結果を選考委員長からご報告をお願いいたします。

三村選考委員長

ただいま別室にて選考委員会を開催したわけでございますけれども、その中で、私、三村ですけれども、選考委員長を仰せつかりましたので、選考結果につきまして発表をさせていただきます。

選考委員会の中で慎重に審議した結果でございます。会長には小林弘也委員、会長代理には古沢明子委員を選出いたしました。

一言言葉を添えさせていただきますけれども、改正農業委員会法の中で新しい組織体制が動き出したわけでございます。そういった中では、やはり移行期の中で、留任というような形の中で、お二人には大変ご苦労いただきますけれども、全員の農業委員の皆さんのお力をいただく形の中で、本

会がスムーズに移行ができますよう、私からもお願いを申し上げまして、選考結果につきましての発表とさせていただきます。

以上です。

臨時議長

ありがとうございました。

ただいま選考委員長から、会長には小林弘也委員、会長代理には古沢明子委員を決定した旨の報告がありました。

このことについて、拍手でご承認をお願いいたします。

[拍 手]

臨時議長

以上で議事日程1の会長及び会長代理が決定をいたしました。

それでは、新会長と新会長代理は正面席にお進みください。

新会長と新会長代理からそれぞれご挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

小林委員

ただいま再任をいただきました中山の小林弘也でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今、三村選考委員長からのお言葉もありましたように、3年前から私ども準備をすすめてまいりましたが、松本はいよいよ新体制というようなことございまして、これから選任をいただきますが、最適化推進委員が農地を集積して、認定農業者なり担い手に渡せというのがこの新体制の方向であろうと思うわけございまして、私ども、もとより農業を守り、そしてまた農地を守るというのが私たち農業委員会の本来の役目ございまして、そういった中で、皆様から協力いただきまして、先ほど市長からの挨拶もありましたが、農業に夢が語れるような、そんな農業にしたいと思うわけございまして、農業振興のために皆様からどうかご協力いただきまして、新体制で、多分課題も随分あると思っておりますけれども、ぜひとも協力をいただきまして、新体制の農業委員会を運営してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。(拍手)

古沢委員

会長代理に選任いただきました古沢明子でございます。

会長代理といたしまして不安を抱えながらの3年間で、この新体制に移行していくわけですが、農家の皆様の本当の力になれるように、また行政のほうに困ったことをおつなぎできるように、いろいろな視点から農地の維持管理、また後継者の不足に対する補助、またその指導、また農地の健全な維持管理等に皆様と一緒に力を合わせていきたいと思っております。

力不足で不安もありますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

(拍手)

臨時議長

ありがとうございました。

これからの議事進行は新会長をお願いいたします。

ふなれな臨時議長ではありましたが、皆様のご協力を得て、円滑な議事進行ができましたこと、御礼を申し上げます。

これで臨時議長を退任させていただきます。ありがとうございました。
(拍手)

山田局長

青木委員には臨時議長をお務めいただき、ありがとうございました。所定の議席にお戻りください。

それでは、松本市農業委員会総会会議規則第3条の規定に基づきまして、新しく会長に就任されました小林会長に議長を願し、この後の議事を進行していただきます。よろしく願いいたします。

議長

引き続きの円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様方のご協力、よろしく願いいたします。

それでは、次第の議事日程2、議席の決定について協議をいたします。

まず、事務局の説明をお願いいたします。

局長。

山田局長

資料の2ページをごらんください。

議席の決定ですが、松本市農業委員会総会会議規則第6条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の議席を決定するものです。

関係法令としまして抜粋を載せてございますが、第6条、委員及び松本市農地利用最適化推進委員の議席は、会長が会議に諮ってこれを定め、各議席に番号標をつけると、そういうふうな定めがございます。

以上です。

議長

進め方のご審議をお願いします。

事務局の説明のとおり、議席は会長が会議に諮ってこれを定めるとなっております。

これにつきまして、事務局からの議席配置に対する考え方がありましたら、発表してください。

局長。

山田局長

それでは、事務局の案としまして、議席の表を配付いたしますので、よろしく願いいたします。

お手元に届きましたでしょうか。

農業委員の皆さんは、今座っているように内側の列、推進委員はその外側の列ということで、農業委員の近くに同じ地区の推進委員が配置されるように配慮しました。

農業委員の1番から21番は地区推薦委員ということで、市内各地区の位置関係から、北東部方面から南部方面、河西部方面、西部方面の順に配置をしてみました。その後の22番から26番は、団体推薦委員と公募委員ということで配置をしてございます。

推進委員の委嘱については、17日に行うことになっておりますので、まだ名前は入っておりませんが、そのようなふうを考えております。
以上です。

議長 ただいま事務局から議席配置に対する考え方の説明がありました。
この案に対しましてご意見や質問のある方、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
それでは、これより採決を行います。
この案を採用することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、議事日程2の議席の決定につきましては、この案のように決定をいたしました。
お手元の議席表の「案」の字を消してください。
事務局は、ただいまの決定した議席に従いまして、委員の番号標をセットしてください。
準備が終わるまで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 議席番号標のセットが終わったようでありますので、会議を再開いたします。
それでは、次第に従いまして、議事日程3、専門委員会委員の選任について協議をいたします。
まず、事務局の説明をお願いいたします。
局長。

山田局長 会議資料の3ページから6ページまでをごらんください。
専門委員会委員の選任ということで、趣旨としまして、松本市農業委員会専門委員会設置規程第5条第1項の規定に基づき、各専門委員会の委員を選任するものです。
新体制ということで、移行の前の協議の中で、今までは農地部会と農業振興部会、部会が2つあったんですけれども、それが今度なくなります。そのかわりということなんですけれども、農業振興委員会と情報・研修委員会の2つの専門委員会を設けて、今後取り組んでいきたいと考えております。
各専門委員会の所掌事務につきましては、5ページをごらんください。
5ページの右の下の表、別表ですけれども、農業振興委員会は、農地等の

利用の最適化の推進に関する指針の策定または変更に関すること、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規就農・参入促進に係る地域課題の把握に関すること、農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見書の作成に関すること、それから農業被害調査に関すること、ちょっと「災害」と書いてあるかと思いますが、「被害」に直していただければと思います。その他、農業振興上の課題に関すること。

情報・研修委員会のほうの所掌事務ですが、農業委員会だよりその他の広報の企画、編集及び発行に関すること、農業者年金や系統機関紙の普及拡大に関すること、農業委員及び農地利用最適化推進委員の視察研修等に関すること、農業者または一般への講演会、懇談会、相談会、研修会、交流会等の企画に関すること、他の農業委員会や団体との交流に関すること、その他情報活動の推進に関することというように、2つの委員会を設けていくということでございます。

農業委員の皆さんは、いずれか1つの専門委員会に所属していただくことになります。

先ほど決まりました会長及び会長代理は、それぞれの専門委員会に所属して、相談役ということになっていただきます。

ということで、農業振興委員会と情報・研修委員会の委員が地区に偏りなく選出されるように、会長及び会長代理の互選のときのように、方面別に名簿がなっているかと思いますが、この5つの区分ごとにどちらかに入ってもらうようにしていただいて、各委員会で人数がおおむね半々になるように振り分けていただきたいと思います。

ただ、1つ、まだこれ、17日のことなんですけれども、ブロック体制というのを組みたいと考えております。6ページの組織図をごらんいただきたいと思いますが、こちらに先ほど「方面」と言いましたけれども、こちらには「ブロック」というふうな形にして、こちらのほうにブロック長、副ブロック長を置いていきたいと考えておまして、そのブロック長には、農業振興委員会に所属する委員がなっていただきたいと考えておりますので、その辺を考慮して、どちらの委員会になっていただくかということ方を方面別でもってちょっと協議していただければと、そういうふうな決め方で考えておりますので、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま事務局長の説明のとおり、専門委員会の委員は、会長が農業委員会の総会に諮ってこれを選任するというふうに規定されております。

また、事務局から専門委員会の委員選任に当たっての枠組み案がただいま示されましたが、これにつきましてご意見やご質問のある方の挙手をお願いいたします。

堀口委員。

堀口委員

中立委員の堀口でございます。

新人かつ農業者でない私が発言するのは大変恐縮でございますが、組織及び所掌事務等につきまして、確認、整理、質問のお時間をいただきたく存

じます。

議 長

どうぞ。

堀口委員

着座にて一問一答方式で進めさせていただきます。

それでは、事務局にお尋ねをいたします。

まず、部会を設置しない理由についてお尋ねいたします。

平成27年の農業委員会法の改正で、部会の性格が、事務の内容別の部会から区域を単位とする部会へと変更となりました。松本市が部会を設置しないのは、松本市を複数の区域に分けて審議であったり協議をする必要性がないため、あるいは複数の区域に分けて審議だったり協議をすべきではないという判断によるものだと思いますが、部会を設置しないこととした理由についてお教え願います。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

理由でございますけれども、松本市は平成17年、合併して一本化されたということでございます。多様な地域が松本にはございます。平坦地、それから中山間地、中山間地も、東山部方面の中山間地域、それから西部方面、奈川、安曇のほうの中山間地域ということでございます。多様な地域が松本に全て入ってきているという中で、ここら辺、法の考え方でいくと、地域別の部会という考えは、今回の改正法には入っているけれども、従来のように職務別の部会、つまり農地の審議の専門部会、農業振興の専門部会というような職務別の部会は、もう設けられないということになったということでございます。

ご質問の松本市において部会を設けない理由ということでございますけれども、例えば北海道の北見とか、新潟市とか、農地の面積が相当広いような区域については、部会というような、地域別の部会を設けているところもあるわけでございますが、松本市の規模では、そこまで行かないんじゃないかというがまず、面積が、わざわざ2つの部会に分けて審議しなければいけない、それほど大きな面積があるのかどうかということ考えたときに、松本市のレベルだと、一本化で十分じゃないかというふうに考えております。

それから、中山間地域も西と東に分かれていますし、その区域の分け方というのも難しいんじゃないかというふうに考えております。

じゃ、平坦地の部会と中山間地域の部会というふうに分けるという考え方もありますけれども、そうすると、今度地域が分断されてしまいますので、なかなかそういう分け方もできないと。

例えば、松本市の東のところに中山間地域が固まっていて、西は平坦地だけだということであれば、きれいに2つに区域別の部会というような考えも出るかと思うんですが、中山間地域も2つに分かれていますので、分断されちゃう可能性もあります。

いろいろなことを総合的に鑑みて、効率もあるかと思えます。1つの総会一本化で審議したほうが、時間的にも、職員の負担という面においても、効率がいいかというふうに思えます。

むしろ総会一本で審議して、内容についてはもう少し専門的に掘り下げていかなければいけないと考えまして、任意の委員会というものを松本市は設けることといたしました。新体制検討委員会で皆さんさんざん検討いただいた結果として、そういうことに決着しました。

以上でございます。

議 長

ただいま板花補佐から説明があったわけでありましたが、堀口委員さん、そういうことでどうですかね。

堀口委員

回答内容につきまして、承知いたしました。

続きまして、農業委員会が行う事務の所掌について、整理をさせていただきます。

農業委員会の行う事務についてですが、大きく分けると、農業委員会法第6条第1項事務、第6条第2項事務、第6条第3項事務、そして第38条に基づく意見の提出、この4つがあるかと思えます。これらの事務の総会、それから専門委員会における所掌についてお尋ねをいたします。

まず、農業振興委員会でございますが、農業振興委員会では、第6条第2項事務及び第38条に基づく意見について審議、検討、調査等をした後に総会に報告することを所掌事務とするという認識でよろしいでしょうか。

議 長

局長。

山田局長

委員のおっしゃるとおりでございます。

堀口委員

回答ありがとうございます。

では、続きまして情報・研修委員会でございますが、情報・研修委員会では、第6条第3項事務について、審議、検討、調査等をした後、総会に報告することを所掌事務とするという認識でよろしいでしょうか。

議 長

局長。

山田局長

そういうことです。

堀口委員

はい、承知いたしました。

最後、総会でございますが、1点目としては、第6条第1項事務について審議、決定することを所掌事務とする。それから、2点目としては、各専門委員会から報告のある第6条第2項事務、第6条第3項事務、そして第38条に基づく意見について、審議、決定することを所掌事務とするという認識でよろしいでしょうか。

山田局長 そのとおりでございます。

堀口委員 ご回答ありがとうございます。

続いて、専門委員会の審議についてお尋ねをいたします。

これまでのやりとりから、今回設置する専門委員会ですが、平成27年の農業委員会法の改正前の事務の内容別の部会的な性格を有するものと考えられますが、専門委員会での審議結果がそのまま農業委員会の決定となるようなことはなく、専門委員会で審議した事項は、必ず総会の決定を経た上で農業委員会の決定になると認識でよろしいでしょうか。

議 長 局長。

山田局長 そのとおりでございます。

堀口委員 それでは、最後に専門委員会の設置規程について、2点お尋ねをいたします。

まず、会議の招集規定についてお尋ねをいたします。

総会につきましては、農業委員会法で委員の3分の1以上の要求があれば、会長は総会を招集しなければならないという旨の規定がございますが、専門委員会につきましては、委員からの要求で会議を招集できる規定が設けられておりません。この理由について教えてください。

議 長 補佐。

板花局長補佐 実際、専門委員会の設置規程は、任意の専門委員会なものですから、そこまでガチガチに固めてつくっていないということで、もう少し緩やかな感じで、要するに専門委員会の決定事項は農業委員会の決定事項になるわけではないもので、最終的には総会が最後の決定手段になりますので、そこまでガチガチにつくっているわけではないということでございます。

ですので、最後の第10条の附則のところ、必要な事項は委員長が専門委員会に諮って決めるということで、少し緩やかな形の規定ということにしております。

何が何でもがんじがらめということではないものですから、皆さんと相談しながら進めていきたいという意図をにじませておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 堀口委員、いいですか、それで。

堀口委員 要請があれば、委員から委員長に会議を開催してくださいというような提案をすることはできるということですね。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 委員あつての委員会なものですから、やはりそういう要請があれば、事務局も十分そこら辺は考慮して、委員長と相談しながら、専門委員会開催という運びになろうかと思えます。

堀口委員 承知いたしました。
では、最後になりますけれども、これもちょっとガチガチに決めてないからというお答えになるかもしれないんですが、総会の議事につきましては、出席委員の過半数で決して、可否同数の場合は会長の決するところによるといった旨の規定がございますが、専門委員会でも、第10条でしたかね、委員長が当該専門委員会に諮って決めるというような旨の規定がございますので、何かしら決定をしなければならない事態に至るということも想定して、専門委員会での決定の方法についても、私個人としては明文化しておいたほうがいいのかというふうに考えておりますが、決定の方法について、明文化をしていない理由についてもお教え願います。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 その理由についても、総会の規定を準用というような考え方で考えております。
つまり、専門委員会が最終的な意思決定の主体ではないものですから、総会の規定の準用という形で考えている。この席、専門委員会の席では、このように暫定的に決まりましたという程度のことだと思いますので、総会の準用規定で十分対応できるというふうに考えております。

議 長 いいですか。

堀口委員 はい。お時間いただきまして、ありがとうございます。

議 長 ほかにこれに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
それでは、事務局説明のとおり、委員の皆様は5つの区分に分かれて、それぞれの区分ごとに専門委員会委員の所属案を作成いただくことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 それでは、異議なしということでございますので、そのように進めさせて

いただきます。

事務局から、この後の作業について、具体的な説明をお願いいたします。
局長。

山田局長

先ほどのように、区分、方面別に集まっていただいて、それぞれの委員の所属案をそれぞれの方面別でおおむね半々になるように決めていただければと思います。

それで、それぞれのグループに担当職員を配置しますので、北東部方面には小西補佐、南部方面には中野主査、河西部方面には高橋主査、西部方面には齋藤係長、団体推薦・公募のところには板花補佐がついていただければと思います。

それで、その所属案ができましたら、各担当委員を通じて、その結果を私まで報告していただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、これから5つのグループでそれぞれ話し合ってください。
総会は一時的に中断いたします。この間にグループごとに集まって、話し合いをしていただきたいと思います。お願いします。

(休 憩)

議 長

グループごとのそれぞれの委員の所属委員会の案がまとまったようであり
ます。

それでは、事務局から農業振興委員会と情報・研修委員会の所属案について発表をしていただきます。

委員の皆様は、それぞれ3ページの表に結果のご記入をお願いいたします。
局長、それじゃお願いいたします。

山田局長

それでは、北東部方面のほうから発表いたします。

旧市の青木委員は農業振興委員会です。岡田の中條委員が同じく農業振興委員会、本郷の竹島委員は情報・研修委員会、入山辺の百瀬道雄委員は農業振興委員、里山辺の中川委員は農業振興委員、四賀の金子委員は情報・研修委員。

南部方面ですが、寿の河西穂高委員は情報・研修委員、内田の丸山委員は農業振興委員、笹賀の岩垂委員は情報・研修委員、芳川の窪田委員は情報・研修委員、神林の塩原委員は農業振興委員、今井の田中委員は農業振興委員です。小林会長はどちらにも所属するということになります。

それから、河西部方面は、新村の柳澤委員が農業振興委員、和田の長谷川委員が情報・研修委員、島内の河野委員は農業振興委員、島立の濱委員は情報・研修委員。

西部方面ですが、安曇の前田委員は農業振興委員、奈川の橋本委員は情報・研修委員、古沢代理はどちらにも入ります。それから、波田の波多腰委員は農業振興委員。

それから、団体推薦のほうで、J A松本ハイランドの三村委員は農業振興委員、市農協の塩野崎委員は情報・研修委員、あづみ農協の二村委員は農業振興委員、梓川土地改良区の上條委員は農業振興委員、公募の堀口委員は情報・研修委員会。

以上となります。

議長 　ただいま事務局から農業振興委員会と情報・研修委員会の所属案についての発表がありました。本内容について皆様にお諮りをしたいと思います。本案を承認いただける委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　ありがとうございました。
全員賛成ということでございまして、こういう形で認めます。
議事日程3、専門委員会の選任については、事務局長発表のとおりでございまして、農業振興委員会の委員は16名、それから情報・研修委員会のほうは12名、そういう形で決定をいたしました。

次に、議事日程4の専門委員会委員長及び同副委員長の互選について協議をいたします。

まず、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

山田局長 　7ページをごらんください。

松本市農業委員会専門委員会設置規程第6条第1項の規定に基づき、各専門委員会の委員長及び副委員長を互選するものでございます。

ただいま、先ほど発表されました委員会の委員の振り分けはそのとおりでございまして、その振り分けられました委員会ごとに皆さん集まっていたかきまして、互選をしていただければと思います。

農業振興委員会は第2委員会室、この上にございますけれども、第2委員会室、情報・研修委員会は第3委員会室でお集まりいただいて、互選をしていただければと思います。

議長 　ただいま事務局の説明に対しましてご意見やご質問ある方、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　ないようです。

それでは、事務局の説明のとおり、委員にはこの後、農業振興委員会の所属と情報・研修委員会の所属に分かれて、それぞれの会場で委員長と副委員長の互選を行っていただきます。

なお、互選会を円滑に進めるために、互選管理人と書記を職員の中から指

名いたしますが、これについて異議はありませんね。

[「異議なし」の声あり]

議長 それでは、そういう形で進めさせていただきます。
農業振興委員会の互選管理人には板花補佐を、書記には中野主査を、それからまた情報・研修委員会の互選管理人に小西補佐を、また書記に齋藤係長をそれぞれ指名いたします。
これより両会場に分かれて、委員長と副委員長を互選してください。
互選会開催のために暫時休憩といたします。お願いします。

(休憩)

議長 それでは、ただいまから会議を再開いたします。
互選会の結果について、各それぞれの互選管理人から結果の報告をお願いいたします。
農業振興委員会、板花補佐、お願いいたします。

板花局長補佐 それでは、農業振興委員会の互選結果を報告いたします。
まず、委員長でございます。慎重審議いただいて、最終的に指名推選ということでございます。委員長には田中悦郎委員ということで決まりました。
副委員長には河野徹委員ということで決まったところでございます。
以上、農業振興委員会の結果の報告といたします。

議長 続いて、情報・研修委員会について、小西補佐、お願いいたします。

小西局長補佐 それでは、情報・研修委員会の委員長、副委員長の互選結果を発表いたします。
こちらにも指名推選による決定です。委員長には窪田英明委員、副委員長には金子文彦委員を選出いたします。
以上です。

議長 ただいま選出されました委員の皆さんは、その場でご起立願います。
選出された皆さんを拍手によってご承認いただきたいと思います。
おめでとうございます。

[拍手]

議長 選出された皆さんは、一たんご着席ください。
ここで4人の皆さんに就任の挨拶をいただきます。
初めに、農業振興委員長、田中委員長、それから河野副委員長さんというふうな順序でお願いいたします。

田中委員長、お願いします。

田中農業振興委員長 田中悦郎です。

3年開放はまだちょっと遠かったんですが、浅学非才、もとよりこのような任に当たるべき人間ではございませんが、皆様のご協力により前へ進みたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

議長 河野副委員長、お願いします。

河野農業振興副委員長 1期3年間、部会の運営に携わってきたわけですが、私もまだまだ勉強しなくちゃいけないし、十分なことができるかどうかというのは、私の努力が必要と思っております。何とかいい方向で進むように、皆様のご協力をお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。（拍手）

議長 情報・研修委員長さん、窪田さん、お願いします。

窪田情報・研修委員長 窪田でございます。

こういったかしこまった場でしゃべるといのは大変苦手なものですから、できればほかの方というふうな思いがあったわけですが、先ほど事務局から所掌事務について話があったんですけれども、情報・研修委員会、1から6まであるんですが、私、今まで3年間、1の部分は担当したんですけれども、2以下は全く白紙の状態に対応するような状況になってしまいます。本当に役は過分でありまして、力が不足しておりますので、よろしくご支援のほどお願い申し上げたいと思っております。（拍手）

議長 金子さん、お願いします。

金子情報・研修副委員長 副委員長になりました金子文彦です。

委員長さんとともにいろいろ勉強しながら、委員の皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。（拍手）

議長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議事日程5、一般社団法人長野県農業会議会員の選出について、を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長。

山田局長 8ページをごらんください。

一般社団法人長野県農業会議会員の選出でございます。

一般社団法人長野県農業会議定款第6条第4項第1号の規定に基づきまして、同会議会員を選出するものです。

選出する会員としましては、会長ということでございます。

下に参考としまして農業会議の組織体制図が載せてございますし、9ページには会議の定款の抜粋が載せてございます。

松本市の農業委員会からの会員としましては、会長を選出したいと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明がありまして、ご意見やご質問のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
それでは、一般社団法人長野県農業会議の会員の選出（議案第73号）についてお諮りをいたします。

原案のとおり選出する会員を会長とするということに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 それでは、そのように決定をいたしました。
次に、報告事項に入ります。
報告事項1、団体推薦委員及び中立委員の業務について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、資料の11ページ、報告事項1の説明をさせていただきます。
委員の就任に当たりまして、明確にさせなければいけない部分がございます。団体推薦委員及び中立委員の業務についてということでございます。
地区から推薦されている委員は、下のほうの表の参考のところに書いてありますとおり、もともと明確になってきているわけでございます。現場活動とか、推進委員との協力関係とか、地区推薦委員については、もとより明確にはなっているわけでございますが、団体推薦委員と中立委員の位置づけについてご確認をいただきたいということでございます。

こちらについては、旧体制で設置しました検討委員会においてさんざん協議を重ねてまいりました。そして、平成29年8月の農業委員会にその結果を報告、承認を得ているところでございます。新体制発足になりましたので、メンバーもかわりましたので、再度その内容を整理、確認をしておきたいということでございます。

2番の委員区分による事務分掌の考え方ということでございます。

団体推薦委員4人おられます。3つある農協から推薦されております委員と梓川土地改良区のほうから推薦されております。

個別業務でございますが、推薦母体と農業委員会との相互連携・交流促進

ということで、新体制におきましては、推薦母体からの話題の提供をぜひお願いしたいと考えております。また、活動報告も定期的に求めていきたいと思っております。また、イベント等開催における協賛活動にも加わっていただくということを考えております。

つまり、月1回定例総会ございますので、計画的に、この月はハイランドさんから活動報告をいただくとか、この月はあづみ農協さんからとかという形で、その定例会に活動報告を組み込むような形でやっていきたいという考えでおります。

(2) 居住地区での地区推薦委員の現場活動等の補完ということで、こちら、住んでいる地区のほうにも、後の8月17日の推進委員を委嘱した後のブロック体制のほうの説明では、居住地区というところの視点も加わります。ですので、また後ほど地区内の中でご相談いただくんですが、メインは地区推薦委員が当然主にはなりますが、相談の中で、場合によっては現場活動等の補完というようなことも出てくるかと思っております。

(3) 業務量が多い地区への応援など、全市的な視野での調整活動というようなことも団体推薦委員の皆さんには期待されるというところでございます。

それから、中立委員の業務ということでございますので、こちら、農業委員会の活動、最適化の関係とか農地の権利移動、転用等ありますが、こちら、非農業者の目線、市民目線での点検・評価・助言等をいただければと考えております。

また、こちら、(2)も団体推薦の委員と同じような考え方で、居住地区での現場活動の補完というようなことも、相談の上、そういうことも出てくることもあるかもしれません。

それから、(3)、やはり業務量が多い地区への応援等、全市的な視点での調整というようなことになります。

以上、こちら辺の考え方を明確にした上で今後の運営に当たりたいということで、ご報告を申し上げます。

議長 ただいまの説明に対しましてご意見やご質問ありますか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

なければ、本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、各位ご承知おきを願います。

続きまして、報告事項2、8月の拡大委員総会等の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 それでは、最終ページ、12ページでございます。

先ほど、8月17日に推進委員を委嘱するというご案内を申し上げ

ましたとおりでございますが、17日の予定はこのようになっております。

実は、きょう、拡大委員総会の資料を皆さんにお渡しできればよかったんですけども、ちょっとまだ印刷が終わってないもので、きょうの午後印刷して、きょうの便で郵送いたします。あしたにはお手元に届くかと思えますので、よろしくお願ひします。

1時から委嘱状を交付、きょう朝、辞令交付をやったような形で、今度農業委員さんがいるところで、会長から推進委員の皆さんに委嘱状交付というような予定でございます。

その後、1時半から集合写真ということで、農業委員さん、それから推進委員さん一堂に集まっていたいて、全体で集合写真を撮ります。

それで、多分、二役も集合写真には加わるんですが、それこそ5分ぐらいで終わってしまうかと思ひます。14時から拡大委員総会ということで予定をしてあるんですが、実際のところは15分ほど前倒しで始められるかなというふうを考えております。

議事の内容、協議事項、報告事項、いろいろありますけれども、一番は農業委員と推進委員の関係と担当区域について、農業委員さん、推進委員さん、こちら、農業委員さんは地区の意見を集約して、最終的に総会に出席していただくわけでございますが、実際現場活動を行う際は、農業委員さんも推進委員さんも現場においては同じようなイメージで活動していただくこととなりますので、自分はどこからどこまでが担当区域だというようなことをまた相談をしていただくようになります。

ここら辺の説明をいたしますし、またブロック体制という考え方が出てきます。4つの区域のブロックというようなものを設けて、その中での活動方針、こちらについてもまた説明をしていくと。そこら辺がメインになってくるかと思ひます。

その後、15時と書いてありますが、もう少し予定時間も早まるかもしれませんが、この総会の終了時間が読めませんので、ここら辺の時間は流動的ではございますが、農業委員と推進委員の就任の研修会というようなことで予定をしてございます。

その後、夕方5時45分から、会場を移しまして、王滝会館という駅前のところでございますけれども、そちらで懇親会というようなことを予定をしています。

その後、8月24日、きょう情報・研修委員会の委員さんがお決まりでございますが、8月24日に第1回情報・研修委員会を予定しております。1時半ということで、農業委員会室という部屋が本庁舎の4階にございますが、そちらのほうで予定しております。

また、8月31日は定例の月1回の総会ということで、農業委員さんご出席ということでございます。

総会の考え方でございますが、拡大委員総会という言葉を使っておりますが、拡大というのは、農業委員さんと推進委員さん両方出席いただくというようなもの、そういう考え方で拡大という言葉を使っております。

月1回の月末の定例総会は、農業委員さんが原則として出席するんですが、

推進委員さんは出席を拒むものではなくて、希望によりいつでも出席できるという位置づけでございます。

そんなことで、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、各位、それぞれの皆さん、ご承知おきを願いたいと思います。

　　以上で報告事項は終わりました。

　　続いて、その他に入ります。

　　事務局、あるいはまた委員の皆様からこの際何かありましたら、発言をお願いいたします。

　　板花補佐。

板花局長補佐 　　全体で3件ほどその他の連絡事項がございますが、私から2点申し上げます。

　　きょうも駐車場の関係ではいろいろとご迷惑をおかけしているところがございますが、もう既にご案内のとおり、松本城臨時駐車場ということでご案内をしております。12月までの駐車券がお手元に届いたかと思っておりますけれども、基本的には定例総会のところで、多くの委員さんが集まるからという意味で、松本城臨時駐車場ということでご案内をしております。

　　ですので、今度直近で情報・研修委員会が8月24日にありますが、その情報・研修委員会のとしまでそこにとめるということではなくて、あくまでも定例総会で多くの委員さんが集まる際には松本城臨時駐車場をというご案内でございますので、よろしく願いいたします。

　　それから、この後、総会が終わった後、証明写真を後ろのほうでお撮りいただくようになりますので、ネクタイの準備と上着の準備をお願いいたします。準備のできた委員から順次写真をお撮りいただくということになります。

　　あと、齋藤係長のほうから1点ありますので、よろしく願いします。

議長 　　では、お願いします。

齋藤担当係長 　　大変お疲れさまでございます。

　　毎年といいますか、先月まで、議案の許認可関係で、主に農地転用の関係ですが、各農地部会の委員2名で毎月、事務局と事前に現地の確認をいただいているものです。今月の申請受け付けも始まっており、日程が迫っておりますので、1回目だけ、ここでお諮りをして、決めていこうと思

いますのでよろしく申し上げます。

今月の現地確認が8月23日を予定しております、事務局8時50分に集合して、9時に出発、大体午前中、多くても、12時ちょっと回ったころには大体終わるといような件数でございます。

1回目ですけれども、農地部会の関連で申し上げますと、まず部会長と部会長代理が1回目に確認をしていただいております、2回目以降は、部会長を除いて、順次議席の番号順に回していくというようなことで行っていたこともあり、事務局として今月は、会長と会長代理が1回目に都合がつくようであれば、23日にお願いをしたいかと。

ただし、今後、これも事務局案ですけれども、今までは部会長は初めの1回で、部会長代理は、また順番どおりということでしたが、会長も会長代理も非常に忙しく、県の会議なども常にある状態ですので、会長と会長代理は1回のみとし、2回目以降は、会長と会長代理を外させていただこうかと考えてございます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 今、齋藤係長のほうから、現地確認についての提案があったわけですが、それじゃ私と古沢代理が23日に現地確認をしますので、お願いします。

齋藤担当係長 ありがとうございます。
それでは、事務局のほうから23日の通知をまた改めて出していきたいと思います。
次の月の順番につきましては、また定例会のほうで、再度皆さんにお諮りをして、ご検討していただくというようなことで進めていきたいと思えます。ありがとうございました。

議 長 その他、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
以上をもって本日の議事の一切を終了いたしました。
円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。
これで議長を退任させていただきます。
ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 3番 _____

議事録署名人 7番 _____